

青森県報

第四千百九十号

平成二十八年
八月二十四日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定……………
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に
 よる医療機関の指定……………
 (健康福祉課) …… 一
 (政策課) …… 一
 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………
 (高齢福祉課) …… 一
 (保険課) …… 一
 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………
 (水産振興課) …… 二
 建設業者の許可の取消し……………
 (三八地域局) …… 二
 (県上北地域局) …… 二
 右 同……………
 (県上北地域局) …… 二

告 示

青森県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人みきのがはら 歯科医院	十和田市東一番町一〇の一	平成二六・六一

青森県告示第五百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
櫻井第一薬局	三沢市中央町三丁目六の四	平成二六・六一

青森県告示第五百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日

社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西和 田一九五	いかりがせきケ アフランセン	平川市碓ヶ 森九〇の一 関鯨	平成 六・九一
---------------	-----------------	-------------------	----------------------	------------

青森県告示第五百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称） 西津軽郡鰹ヶ沢町大字本町三八 富田 重基 西津軽郡鰹ヶ沢町大字浜町一〇〇の三 田澤 憲一	区 域 鰹ヶ沢区域 鰹ヶ沢漁業協 同組合の地区	区 分 総トン数二十 以上百トン未 満の漁船によ り行なうべき 漁業及び総ト ン数以上二十 トン未満の漁 船による漁業 つり漁業
---	----------------------------------	---

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社明堂設備工業所
- 二 代表者の氏名 明堂 明等
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字下大久保二〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇〇五〇四号
- 五 取消年月日 平成二十八年八月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年六月二十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社イワケン工業
- 二 代表者の氏名 岩崎 千歳
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町中下田一六八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇三〇一号
- 五 取消年月日 平成二十八年八月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年七月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------